

2013年3月15日

一般社団法人 日本発達障害ネットワーク 理事長 市川宏伸

大阪のアスペルガー障害の被告人に対する控訴審判決について

1. 2月26日、一審で求刑を上回る懲役刑の判決が出た、発達障害のある被告に対して、大阪高裁は求刑を下回る懲役14年を言い渡しました。

この判決の中で、裁判長は発達障害特有の事情を認めただけで、「十分といえないとしても、それなりの反省を深めつつある」、「被告人は原判決後、地域生活定着支援センターの支援や社会復帰後の精神科受診に同意している」としたことを減刑の理由としています。また原判決において、犯行実体、情状に対する評価をともに誤ったことを認めており、この点では一定の評価ができると考えられます。

2. しかしながら、判決内容とは別に、司法の場においても発達障害に対する理解が不十分である状況が、今回明らかとなりました。

例えば、一審においては、裁判官、検察官、弁護士、鑑定医ともに発達障害者の特性に対する元々の知識が乏しかったことが、裁判員の判断に強い影響を与えたように思われます。また、それ以前に、自分の発言がうまく伝えられず、相手の発言の意味を十分に理解しにくい発達障害者の聴取・尋問においても、発達障害者の特性を踏まえた対応がなされていたとは思われません。

今回の裁判のように人の罪を問う判断を下さなければならないような場面で、私たちは発達障害について理解している第三者の同席、および聴取・尋問の全面的可視化などの対応を求めています。一方、私たちの団体自らも、聴取・尋問や裁判に同席し必要な助言ができる専門家の確保や育成を検討したいと思います。

3. また、この裁判では、社会復帰の受け皿についても話題となりました。しかし、私たちは、それ以前に、服役中に発達障害者の特性を踏まえた対応をしないままで社会復帰を考えることには、非常に無理があると考えています。

発達障害の特性を踏まえた対応というのは、決して刑罰を軽くするという意味ではなく、本人が二度と今回のような事件を起こさないように反省し、適切な行動を身につけていくための特別な工夫という意味です。このような工夫がどの矯正の場でも行われるよう、私たちも司法や福祉分野の専門家とともに検討していきたいと思えます。

4. 発達障害への関心や知識は、以前に比べて格段に社会全体の中で深まっていますが、今回の事件では、更に重点的に関心と知識を深めていかなければならない分野（裁判、聴取・尋問、刑務所等の場）が明確になりました。私たちJDDネットとしても、これらの分野と協力を深め、ともに発達障害者支援の質の向上に努めていきたいと思えます。